

—— 特定小型原動機付自転車の交通安全教室を開催しました ——
～電動キックボードの正しい知識を学ぼう～

6月28日（水）5時間目、本校体育館におきまして、全校生徒を対象とした、交通安全教室を実施しました。講師として和歌山県有田湯浅警察署の交通課長と係長の2名にお越しいただき、7月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行される前に、正しい知識を学んで欲しいということで行いました。



生徒は、警察庁が配信している動画を見た後に、交通課長からのわかりやすい説明を聞きました。16歳以上であれば、運転免許無しで電動キックボードを運転できること、また、15歳以下に電動キックボードを貸さないことや、車道を走る速度や歩道を走る際のルール、事故を起こした場合はすぐに通報することなど、詳しく説明していただきました。生徒からは、「電動キックボードに対する知識などがまったく無いので、しっかりと知識を身につけた上で、正しく乗りたいと思います」「免許が無くても乗れることは知りませんでした。もし乗る機会があれば、十分気をつけて乗りたいです」といった声が



聞こえました。交通課長からは、「教習所などに通わなくても、16歳以上から乗れることになる。道路交通法などをしっかり理解した上で、快適に運転して欲しいと思います」とのメッセージをいただきました。

生徒たちは熱い中ですが熱心に聞き入っていました